

徳島県告示第六百八十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名 称	区 域	面 積	存続期間
<p>中山特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>名東郡佐那河内村の一般国道四三八号と県道勝浦佐那河内線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み県道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から県道勝浦佐那河内線を南西に進み村道明見谷線との交点に至り、同所から同村道を西に進み村道明見谷平尾線との交点に至り、同所から同村道を西及び北東に進み村道中央線との交点に至り、同所から同村道を西及び北に進み村道谷内線との交点に至り、同所から同村道を北に進み村道南浦線との交点に至り、同所から同村道を北西に進み一般国道四三八号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>四五〇 ヘクタ ール</p>	<p>令和三年 十一月一 日から令 和八年十 月三十一 日まで</p>
<p>渋野・多 家良特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>徳島市丈六町の市道丈六・渋野線と県道新浜勝浦線との交点を起点とし、同所から同県道を南に進み市道甫毛ノ脇・名護線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道多家良中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み梅ノ木谷との交点に至り、同所から同谷を南西に上り稜線<small>（さか）</small>に至り、同所から稜線<small>（さか）</small>を北に進み三角点標高一四一・七メートルの地点に至り、同所から同谷を西に下り市道多家良西・中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道八多・多家良線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道神南・金谷西線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道北地線の天神橋との交点に至り、同所から同橋を北に渡り左折して私道を進み天神社に至り、同神社横の歩道を北に進み車道に至り、同所から同車道を東に進み市道多家良・渋野線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道丈六・渋野線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>四四〇 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>

<p>松茂・笹木野特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>板野郡松茂町笹木野の一般国道二八号と町道松茂一五号線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み町道笹木野一二号線との交点に至り、同所から同町道を南西及び南東に進み町道松茂四号線との交点に至り、同所から同町道を北東及び南西及び北東に進み町道豊岡三一号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道豊岡三〇号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道豊岡二八号線との交点に至り、同所から同町道を南東及び北東に進み徳島飛行場南側場外道路との交点に至り、同所から同場外道路を東に進み町道豊岡三七号線との交点に至り、同所から同町道を東及び南に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道豊岡一二号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道松茂一八号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み県道長原港線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み、一般国道二八号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>一三五 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>高原特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>名西郡石井町高原の県道板野川島線と町道高原一〇九号線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み町道高原四号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道高原一〇五号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道高原三号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道板野川島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>五〇ヘ クタ ール</p>	<p>同</p>
<p>那東特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>板野郡板野町羅漢の県道石井引田線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み町道三六〇号線との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み眼鏡橋を渡り黒谷川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み泉福寺谷川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み県道石井引田線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>三八ヘ クタ ール</p>	<p>同</p>
<p>大麻南特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>板野郡藍住町江ノ口の鳴門藍住大橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川南岸を西に進み桧橋南詰を経て町道五三三号線の川端橋南詰との交点に至り、同所から同橋を北に進み旧吉野</p>	<p>一三七 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>

<p>小勝島特定猟具使用禁止区域</p>	<p>桑野特定猟具使用禁止区域</p>	<p>瀬戸特定猟具使用禁止区域</p>	<p>城</p>
<p>阿南市福井町の忠治郎岬を起点とし、同所から稜線を西南西に進み四国電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を北北東に進み県道小勝島公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小勝島の環境整備公社橋処分場西側の汀線との交点に至り、同所から同汀線を小勝島の時計回り方向に進み通称鹿首に至り、同所から揚炭棧橋先端との見通し線を南に進み同先端に至り、同所から於越岬との見通し線を南西に進み同岬に至り、同所から忠治郎岬との見通し線を西北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>阿南市橋町の一般国道一九五号と一般国道五五号の分岐点を起点とし、同所から同国道を南西に進み県道阿南相生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般国道一九五号との交点に至り、同所から同国道を北東及び南東に進み阿南第二中学校前の交差点に至り、同交差点から同国道の旧道を東に進み一般国道五五号バイパス側道との交点に至り、同側道を南及び南西に進み一般国道五五号バイパスとの交点に至り、同国道バイパスを南東及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>鳴門市瀬戸町の瀬戸小学校北角を起点とし、同所から市道堂浦学道線を西に進み市道日出堂浦線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道亀浦港櫛木線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道日出線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み防波堤との交点に至り、同所から稜線を北東に進み鳴門ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を南東に進み通称大谷に至り、同所から瀬戸橋南詰との見通し線を南西に進み同橋南詰に至り、同所から県道亀浦港櫛木線を南東に進み小鳴門新橋と県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>川北岸との交点に至り、同所から同北岸を東に進み県道桧藍住線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道桧藍中央橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道板東南中央二号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道板東藍住線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>
<p>三〇〇 ヘクタ ール</p>	<p>五六五 ヘクタ ール</p>	<p>一三〇 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

<p>美馬特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>美馬市美馬町と三好市三野町との境界線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み中野谷川との交点に至り、同所から同川を北東に上り徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み市道美馬六号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道美馬塩江線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道脇町四二八号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み野村谷川（中八橋）との交点に至り、同所から同川を南に下り吉野川中州上にある美馬市とつるぎ町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み美馬市と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>一、一 八〇へ クタ ー</p>	<p>同</p>
<p>半田特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>美馬郡つるぎ町半田の一般国道一九二号と一般国道四三八号と県道半田貞光線との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び西に進み町道東山病院上線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道天皇北線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道天皇逢坂北線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道下竹天皇線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道王子谷長瀬線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み農道吉野川中部二期線との交点に至り、同所から同農道を西に進み鹿老渡橋北詰の県道上蓮小野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み鹿老渡橋南詰の町道鹿老渡木ノ内線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道蔭名小野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み半田川（半田橋）との交点に至り、同所から同川を北に下り県道半田貞光線（高橋）との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進みつるぎ町と東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進みつるぎ町と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進みつるぎ町と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み一般国道四三八号の美馬橋との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>二四七 へクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>花園特定 猟具使用</p>	<p>三好市三野町花園の県道琴南三野線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を南西に進み市道花園川</p>	<p>五五へ クタ ー</p>	<p>同</p>

禁止区域	<p>又線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道花園北谷線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道花園線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道琴南三野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	ル	
南谷特定 猟具使用 禁止区域	<p>三好市池田町南谷の市道南谷線と県道三縄停車場黒沢線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み市道大川北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川線との交点に至り、同所から同市道を南西及び東に進み林道池田漆川線との交点に至り、同所から同林道を南に進み県道大和辻線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道漆川線分岐一号支線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道漆川線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道南谷線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	五六へ クター ル	同
平特定 猟具使用禁 止区域	<p>三好市山城町上名の県道上名西宇線上にある津屋トンネルを起点とし、同所から同県道を西に進み内石谷川との交点に至り、同所から同川を北に上り林道中内線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道小川平線との交点に至り、同所から同林道を約一、二〇〇メートル東に進み稜線に至り、同所から同稜線を南東に進み市道平中央線のヘアピンカーブに至り、更に同稜線を南南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	一三五 へクタ ール	同
台特定 猟具使用禁 止区域	<p>三好郡東みよし町足代の県道鳴門池田線と黒川原谷川との交点を起点とし、同所から同川を北に上り町道西台線に通ずる堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を東に進み同町道との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道宮谷線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道伊月谷線に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み同町道との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	六三へ クター ル	同